

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：仮受け材の設置、トンネル：はく落防止工の設置、道路附属物等：標識の撤去）を実施

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
串本町	和深跨線橋 (ワフカコセンキョウ)	下地東地平見線	1980	塗膜劣化及び海に近いことによる飛来塩分による腐食が進行しており、著しい腐食が生じている部位も見受けられた。

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
田辺市	逢坂隧道 (オオサカスイドウ)	市道近露福定線	1945	—
田辺市	大塔線1号トンネル (オオウセンイチゴウトンネル)	市道大塔線	1956	—

### ○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
和歌山市	宮前歩道橋 (ミヤマエホトウキョウ)	宮前52号線	1982	—

### ※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態